原議保存期間1年 (令和3年3月31日まで)有効期間二種 (令和3年3月31日まで)

庁内各局部課長各附属機関の長各地方機関の長各都道府県警察の長

警察庁丁企画発第130号令和2年3月24日警察庁長官官房企画課長

イベント、部内における会議等の開催について(通達)

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた、警察が主催する各種イベントや部内における会議の開催に関する留意事項については、「イベント等の開催について(通達)」(令和2年2月21日付け警察庁丁企画発第100号)及び「部内における会議等の開催について(通達)」(令和2年2月26日付け警察庁丁企画発第101号)により指示がなされているところであるが、先般、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の下に設置された新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年3月19日)が取りまとめられた。

その中では、感染に気付かない人たちによるクラスター(患者集団)が断続的に発生し、その大規模化や連鎖が生じることでオーバーシュート(爆発的患者急増)が起こることを防ぐため、最も感染拡大のリスクを高める環境(①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発話が行われるという3条件が同時に重なった場)を避けるよう努めることの重要性が指摘されている。特に、大規模イベント等については引き続き慎重な対応が求められるとし、多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例(別添参照。以下「対策例」という。)が示されるなどしているところである。

このような状況を踏まえ、警察が主催する各種イベントについても、当分の間、特に不特定又は多数の者が参加するものについては、感染拡大防止の観点から、地域における感染の広がりの状況等を踏まえつつ、開催の時期、方法等について慎重に検討することとし、開催する場合においても、参加人数の縮小、参加者の健康状態の把握、会場に入る際の手洗いの実施、声を出す機会の最小限化、人を密集させない環境・導線の整備、座席等の距離の確保、換気の徹底、終了後の懇親会の中止など、個々のイベントの内容に応じ、対策例を参考に感染リスクを低減するための具体的な対策を講じられたい。

また、警察職員が参加する部内会議等の開催についても、同様の観点から、開催の時期、方法等を適切に判断することとし、開催する場合においても、テレビ会議等の代替手段の有無等も考慮するほか、前記の感染リスクを低減させるための具体的な対策を講じられたい。

なお、「イベント等の開催について (通達)」及び「部内における会議等の開催について (通達)」については、廃止する。

## 別添 【多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例】

- 1) 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施
  - ○参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
  - ○過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加しない。
  - ○感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方は参加しない。
  - ○体調不良の方が参加しないように、キャンセル代などについて配慮をする。
  - ○発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接触した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。
  - ○会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いが できるような場の確保。
  - ○主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので 拭き取りを定期的に行う。
  - ○飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行う(例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場面はマスクを着用させる」など)
- 2) クラスター(集団) 感染発生リスクの高い状況の回避
  - ○換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的 に外気を取り入れる換気を実施する。
  - ○人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に 時間差を設けるなど動線を工夫する。
  - ○大きな発声をさせない環境づくり (声援などは控える)
  - ○共有物の適正な管理又は消毒の徹底等
- 3) 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力
  - ○人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。
  - ○参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する、また濃厚接触者となった場合に は、接触してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性がある。

## 4) その他

- ○食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。
- ○終了後の懇親会は、開催しない・させないようにする。
- ※ 上記は例であり、様々な工夫が考えられる。